

秋田県内で畜産業を営んでおり、堆肥を販売していた申立人について、原発事故による風評被害のために、堆肥の販売量が減少して在庫が増大し、そのために保管用の小屋が損壊し、賃料を支払って知人に堆肥の保管を委託したところ、損壊した小屋の修理費用及び知人の土地の賃料につき、平成26年12月分までの賠償が認められた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X

被申立人 東京電力株式会社

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

- ア 追加的費用（ただし、堆肥保管庫の補修費用）（平成27年3月7日）
金410,400円
- イ 追加的費用（ただし、販売できなかった堆肥の保管費用）
（平成26年1月1日～平成26年12月31日） 金480,000円
- ウ 本件和解仲介に関する弁護士費用 金26,712円

2 和解の金額

被申立人は、前項記載の損害として、申立人に対し、金917,112円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年9月2日

(仲介委員 岡本弘哉)